

センターからの

2017
11・12月号



消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡 山 **086(226)0999** 火曜日～日曜日 9:00～16:30
津山分室 **0868(23)1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン 局番なし **188** (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:**086(227)3715**

e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

Twitter アカウントID [@SyohiOkayamaken](#)

●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086(226)1019 (2017.11月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に
- 全ての加工食品に原材料の産地が表示されます!
- リコール対象製品でないかをチェックしましょう
- 屋内遊戯施設での子どもの事故に注意しましょう
- 高齢者の入浴中の事故に注意!
- 消費生活相談事例
- 「SNS授業パック」中学生・高校生向け消費者教育教材を作成しました
- 第4回消費生活講座
「小麦粉から見る日本の食糧事情と食品安全」
- 第5回消費生活講座
「消費者トラブル最前線!」

訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

「不要品があれば買取る」と女性が訪問してきた。突然だったので、すぐには用意できないことを伝えると、1時間後に今度は男性が来た。いらぬ洋服等を出したが「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪等を含めて2万5千円で買取ってもらった。その後、形見の指輪を渡したこと後悔し、また買取価格が安すぎると思い、買戻したいと連絡をしたところ「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。

(60歳代 女性)



- 自宅で物品を買取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買取対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフが出来ます（法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間）。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

(独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第290号」より)

平成29年9月1日から順次

全ての加工食品に原材料の産地が表示されます!

※猶予期間は、平成34年3月31日まで

一部の加工食品にのみ義務付けられていた原材料の産地表示が、すべての加工食品^{*1}に拡大されます。

*1 外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、及び輸入品は対象外です。

今 後

■産地が表示されるもの

全ての加工食品の1番多い原材料

■表示方法

「国別重量順表示」、「製造地表示」、「又は表示」、「大括り表示」

原則の
表示方法

新たな
表示方法

「国別重量順表示」

名 称 ウインナーソーセージ
原材料名 豚肉(アメリカ産、国産)、豚脂肪…

①「製造地表示」

名 称 チョコレートケーキ
原材料名 チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉…

②「又は表示」

名 称 ウインナーソーセージ
原材料名 豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪…

※ 豚肉の産地は、平成○年の使用実績順

③「大括り表示」

名 称 ウインナーソーセージ
原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪…




(消費者庁ホームページより)

■詳しくは

「消費者庁原料原産地表示」で検索

消費者庁原料原産地表示

検索

入替えの時期に

リコール対象製品でないかをチェックしましょう

リコール対象製品は、火災などの原因になる可能性があります。暖房器具の入替えの時にリコール対象製品でないかをチェックし、対象となっている製品や疑わしい場合には、使用をやめ、リコール情報に記載してある事業者の連絡先に必ず連絡してください。



リコール対象製品でないか
チェックしましょう

■リコール情報

「消費者庁リコール情報サイト」で検索

消費者庁リコール情報サイト

検索

(消費者庁ホームページより)

屋内遊戯施設での子どもの事故に注意しましょう

事例

屋内遊戯施設で、子どもが大きなエア遊具の中にある空気入りの馬の乗り物にまたがっていたところ、1メートルほど下に落ちて左腕を骨折した。

(当事者：4歳 男児)



屋内遊戯施設は、天候や気温に左右されず利便性や安全性が高いとのイメージがありますが、顔面や腕・脚に骨折等のけがをしたという情報が寄せられています。

■事故を防ぐために

- 屋内遊戯施設を利用する場合には、対象年齢や安全性の表示など、施設や遊具の掲示に従い、適切な方法で利用しましょう。
- 子どもは想定外の動きをすることがあります。保護者はできる限り子どもから目を離さないようにしましょう。

■事故が発生したら

- けがをしたり、危険を感じたりした場合には、周囲の保護者等は直ちに施設の管理者に知らせましょう。
- けがの症状によっては、速やかに医療機関を受診し医師の診察を受けましょう。

(独立行政法人国民生活センター「子どもサポート情報 第119号」より)

高齢者の入浴中の事故に注意！

近年、入浴中におぼれて亡くなる方が大幅に増加しています。そのうち65歳以上の高齢者は約9割を占めており、また、入浴中の事故は特に冬期に多く発生しています。これから季節、高齢者が安全に入浴するため、以下の点に注意しましょう。

- 入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。
- 湯の温度は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう。
- 浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。
- お酒を飲んだらアルコールが抜けるまで、また、食後すぐの入浴は控えましょう。
- 精神安定剤、睡眠薬などの服用後の入浴は危険ですので注意しましょう。
- 入浴する前に同居者に一声掛けましょう。また、同居者は、いつもより入浴時間が長いときには声をかけましょう。



・消費生活相談事例・

電子マネーで支払わせる、アダルトサイトの請求



パソコンの無料アダルトサイトをクリックすると「会員登録完了」。誤って登録された方はこちらへと表示された。慌てて電話をかけると「退会するには20万円必要。コンビニでプリペイド型電子マネーを購入し、その番号を教えるように」と強い口調で言われ、手持ちの5万円で電子マネーを購入し、業者に番号を教えた。しかし、その後も「データを消すために20万円払え」などとしつこく請求がある。どうしたらよいか。

(津山市：男性)

消費者へのアドバイス

最近、架空請求において、コンビニなどで電子マネー（プリペイドカードなど）を購入してそのカード番号を伝えるよう要求されるなど、電子マネーを不正に取得しようとする悪質業者とのトラブルが多く見られます。

相談事例には、業者に言われてプリペイドカードの番号をファックスしたり、カードの写真を撮ってメールで送ったりするケースが見られます。

カード番号のみでやり取りができるタイプの電子マネーでは、一度相手にカード番号を伝えたり、指示された番号にチャージしたりすると、現金を相手

に渡したことと同じで取り戻すのは困難になります。業者に指示されても絶対に従わないようにしましょう。

また、業者に連絡することで個人情報が知られ、さらに請求を受ける可能性もありますので、安易に連絡しないようにしましょう。

不安に思うことやトラブルが生じたら、一人で悩まず、すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口（消費者ホットライン ☎188）に相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

「SNS授業パック」

中学生・高校生向け消費者教育教材を作成しました

授業パック：A4判 28ページ (CD付き)
発 行：岡山県 平成29年3月

この授業パックは、安心・安全にインターネットを利用できる社会を構築するために必要なルールは何かを考える授業に使用できます。

- 特 徴**
- ①情報化社会に対応するために、SNSに写真を投稿する事例を用いて、情報を正しく活用する力を身につけることや、人は誰でもプライバシーの権利が認められていること等を学びます。
 - ②授業展開例、ワークシート、スライド、解説等で構成されており、データがCDに納められています。

※問合せ先：岡山県消費生活センター TEL(086)226-1019

FAX(086)227-3715 e-mail:syohi@pref.okayama.lg.jp

※当センターのホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/book-index.html>



回	日 時	テ ー マ
4	平成29年11月17日 (金) 13時30分～15時	●小麦粉から見る日本の食糧事情と食品安全 講師：株式会社日清製粉グループ本社 CR室長 南澤 陽一 場所：きらめきプラザ4階401会議室
5	平成30年2月9日 (金) 13時30分～15時	●消費者トラブル最前線！ 講師：岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター 矢吹 香月 場所：きらめきプラザ4階401会議室

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は100名です。来場には公共交通機関をご利用ください。